

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月5日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	みずほアジアファンド（マーケットタイミ ング型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年4月30日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年11月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託約款変更の予定があること等により追加してお知らせすべき事項がありますので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

第一部 【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)～(11)（略）

(12) その他

___ 投資信託振替制度における振替受益権について
（略）

<訂正後>

(1)～(11)（略）

(12) その他

___ 投資信託振替制度における振替受益権について
（略）

当ファンドの信託約款変更の予定等について

当ファンドにおいては、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「フルトン」といいます。）に円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託して運用を行っていますが、このたびフルトンとの当該権限の委託に関する契約（以下「外部委託契約」といいます。）を解約することに伴い、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う手続きを実施しますのでお知らせします。

1．信託約款の変更の主な内容

フルトンとの外部委託契約を解約し、委託会社が自ら運用を行う商品性（スキーム）に変更し、それに伴い信託約款中の「運用の基本方針 運用方法（2）投資態度」、「第20条 運用の権限委託」およびその他関連条文について所要の変更を行います。

2．信託約款の変更の理由

フルトンより、フルトン内における運用体制の見直しに伴い、当ファンドで採用している“アジア株式マーケットタイミング戦略 [アジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、絶対収益の獲得を目指す運用手法]”の継続に関する相談を受けました。これを受けまして当社では、フルトンとの外部委託契約を解約し、自社運用への切り替えを行ったうえで、運用を継続することが受益者の利益に資すると判断しました。なお、自社運用への切り替えにあたっては、UOBアセットマネジメント・リミテッド（以下「UOBアセットマネジメント社」といいます。）と新たに投資顧問契約を締結し、UOBアセットマネジメント社から提供される個別銘柄情報等の調査関連情報（株価指数先物取引利用に関する情報を除きます。）を活用し、運用を行います。

<参考> UOBアセットマネジメント社について

・正式名称：UOB Asset Management Ltd

・設立：1986年

シンガポールの大手金融機関（1935年設立）/ ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク

（UOB）傘下の運用会社です。

3．信託約款変更の適用予定日

平成23年1月14日

4．信託約款の変更の手続きについて

当該信託約款の変更の手続きについては、平成22年11月8日現在の受益者に書面を交付し、平成22年11月8日から平成22年12月9日までの間に当該信託約款変更に関する異議のある場合はその旨を申し出る方法により行っており、当該期間内に異議申し出を行った受益者の受益権口数が平成22年11月8日現在の当該信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成22年12月17日をもって信託約款の変更を行い、平成23年1月14日より適用します。

5．留意事項について

この信託約款変更が実施された場合、フルトンによる運用から自社運用に切り替える際に、一時的に株価指数先物取引等のデリバティブ取引が利用できなくなる期間（平成23年1月7日から平成23年1月13日）があります。

<参考>

当ファンドにおいて、フルトンによる運用から委託会社が自ら運用する商品性（スキーム）に変更された場合には、平成23年1月14日以降、当ファンドの信託約款は、以下の内容に変更されます。

信託約款 新旧対照表（下線部が変更箇所）

新	旧
---	---

運用の基本方針**運用方法****(1)投資対象**

日本を除くアジア諸国の株式（DR[預託証券]を含みます。以下同じ。）および株価指数先物取引を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、信託財産の成長を目指します。

株式への直接投資に代えて、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

投資対象国は、原則としてMSCI ACアジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。

ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定するとともに、個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。

株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を50%～100%の範囲内で調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。

運用の基本方針**運用方法****(1)投資対象**

日本を除くアジア諸国の株式（DR[預託証券]を含みます。以下同じ。）および株価指数先物取引を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、絶対収益の獲得を目指します。

株式への直接投資に代えて、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

投資対象国は、原則としてMSCI ACアジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。

ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定した上で、各国（または地域）ごとに個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。

株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を0%～100%の範囲内で機動的に調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。

<p>外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを適宜行う場合があります。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。</p> <p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(削除)</p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。</p>	<p>外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。</p> <p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><u>運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。</u></p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>— 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。</p>
<p>運用の指図範囲</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>運用の指図範囲</p> <p>第17条 委託者（第20条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条から第28条、第30条、第31条第3項第3号、第35条、第36条および第38条について同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(以下略)</p>

<p>運用の権限委託 第20条 <u>（削除）</u></p>	<p>運用の権限委託 第20条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に</u> <u>に関する権限を次の者に委託します。</u> <u>委託する範囲：円の余資運用指図に関する権限</u> <u>以外のこの信託の運用の指図に関する権限</u> <u>委託先名称：フルトン・ファンド・マネジメン</u> <u>ト・カンパニー・リミテッド</u> <u>委託先所在地：60B Orchard Road #06-18 Tower</u> <u>2</u> <u>The Atrium@Orchard,Singapore</u> <u>238891</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43</u> <u>条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算</u> <u>期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末</u> <u>または信託終了のときに支弁するものとし、</u> <u>その報酬額は、第40条に規定する計算期間を</u> <u>通じて毎日、信託財産の純資産総額に年</u> <u>10,000分の63の率を乗じて得た額とします。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委</u> <u>託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契</u> <u>約に違反した場合、信託財産に重大な損失を</u> <u>生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の</u> <u>指図に関する権限の委託を中止または委託の</u> <u>内容を変更することができます。</u></p>
--	---